

# 学校教育の 基本判例

18

## 教育法令理論研究会

### 事件の概要

本稿では、公立中学校教諭らに対する転任処分や長期研修命令が違法とされた著名な事例を取り挙げ、転任処分や研修命令に際して実質的に要求される裁量権行使の在り方について考えてみる。

### 教員に対する転任処分及び研修命令の違法性の判断基準

最高裁昭和六一年一〇月一六日判決・労働判例四八四号一頁

### 問題の所在

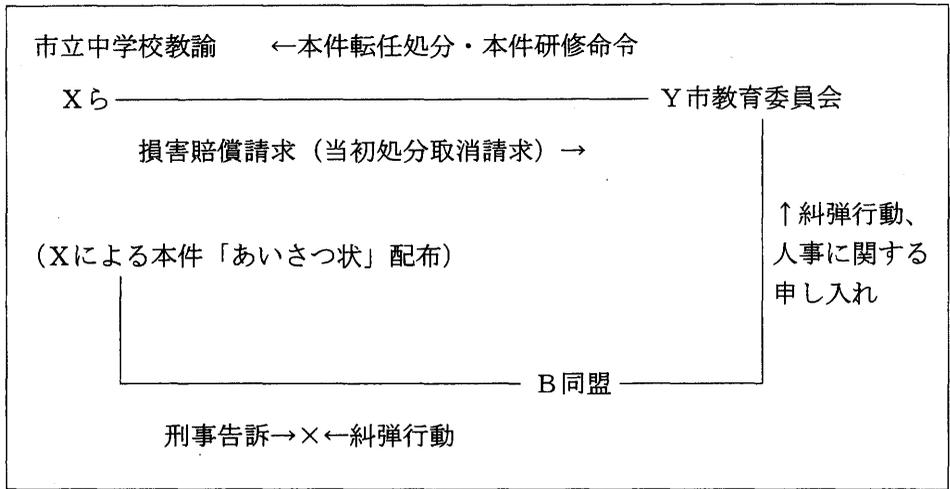
公務員に対する転任処分は、処分の対象となる職員を、その能力、適性等に応じた部署に配置し直すことを通じて、組織全体の活力を維持、増進させ、能率的な運営を確保するために行われるものである。地方

公務員法第三十九条は、職員の勤務能率の発揮及び増進を目的として、職員に対して研修の機会を与えることを義務付けており、教育公務員特例法第二〇条では、勤務場所を離れた研修と現職のまま長期にわたる研修との二つの方法が列挙されている。

しかしながら、これらの転任処分や研修命令は、その具体的な要件を明示した条文が存在せず、任命権者の裁量行為に属するものとされていることから、発せられる処分や命令が、対象となる職員自身の意思に反する場合には、かかる処分ないし命令の目的が上記各規定に反するか否かが、紛争の対象となる可能性がある。

原告Xらは、被告Y市の設置管理する市立中学校ないし小学校の教諭である。Xは、昭和四三年三月に行われたY市教職員組合A支部役員選挙に立候補した際、「(前略)組合員のみなさん〔中略〕労働時間は守られていますか。〔中略〕仕事に追いまぐられて勤務時間外の仕事を押しつけられていませんか。進学のことや、同和のことなどで、どうしても遅くなること、教育こんだん会などで遅くなることはあきらめなければならぬのでしょいか。〔中略〕教育の正常化に名をかりたしめつけや管理がありませんか。越境・補習・同和など、どれをとりあげてもきわめて大事なことです、

事実関係図



それに名をかりて転勤・過員の問題や特設訪問や、研究会や、授業でのしめつけがみられて職場はますます苦しくなります。「中略」『どんな良いことでも、お上(行政)からきめられたことはダメだ。自ら要求し

自らかちとつたものが身になり肉になる。』ことを、ひしひし思い知らされます。「後略」この内容のあいさつ状(以下、「本件あいさつ状」という)を配布したが、被差別部落解放運動を推進するB同盟は、本件あいさつ状が差別文書であるとして、Xらの免職要求を含む激しい糾弾行動を展開したため、XらがB同盟支部役員らを監禁罪で刑事告訴するに到ったほか、B同盟内部でも本件あいさつ状は差別文書に当たらないと表明する者が現れたことによりB同盟の内部分裂が進行したり、Xらを支援する旨を表明したC政党団体とB同盟とが従来以上に激しく対立することとなり、他の地区において同和教育方針の在り方をめぐって一部の教員とB同盟との間に紛争が生じ、Y市教委による当該教員らの年度途中における転任処分に対して取消訴訟が提起されたりする(大阪地裁昭和五一年六月二二日判決・判例時報八二三号三〇頁、大阪高裁昭和五五年三月二五日判決・判例時報九六九号一一四頁、最高裁昭和六一年一〇月二

三日判決・判例時報一二一九号一二七頁、最高裁昭和六一年一〇月二三日判決・労働判例四八四号一〇頁参照)等、同和問題をめぐる大規模な紛争状態が発生した。

一方、Y市教委は、B同盟からの糾弾を受けて、当初から本件あいさつ状を差別文書である旨の見解を表明していたが、昭和四四年五月になって、現場における「ホツトナ関係」を鎮めるために、Xらに学校を離れて研修をさせることが適切であると考へ、同年八月三十一日までの期間につき、Yの設置管理にかかるY市教育研究所における研修命令を発した。その後、さらに同年九月、Y市教委は、Xらによる研修の効果が上がっていないと考へ、部落差別の実態に学びながら同和教育に取り組んでもらうため、として、Xらを同和教育推進校に勤務替を命ずる転任処分命令を発した(以下、「本件転任処分」という)。しかしながら、Xらが、配転先の地区の保護者や児童生徒との間の信頼関係もなく、とかく紛争が生じがちであったことから、Y市教委は昭和

四六年二月ないし五月、再度Xらに対し、

Y市同和教育基本方針を正しく理解し、差別を正しくとらえ、同和教育実践の在り方を身につけるため、として、前記教育研究所における研修命令を発した（以下、「本件研修命令」といい、本件転任処分と本件研修命令とを併せて「本件各処分」という）。これに対してXらは、本件研修命令に基づく研修テーマの提出を一切拒否し、レポートも提出しなかったため、Y市教委は昭和五二年四月まで本件研修命令を更新し続けた。

本件は、以上の事実関係の下で、XらがYに対し、本件各処分が違法であると主張して、当初本件各処分の取消を求め、後に請求を変更して国家賠償法第一条に基づき、慰謝料合計約二〇〇〇万円の支払を求めた事案である。

第一審である大阪地裁昭和五四年一〇月三〇日判決・判例時報九六三号一一一頁は、①本件あいさつ状については当事者間はもとより種々の見解が存するため、本件あい

さつ状を差別文書と断定することは困難で

ある、②本件各処分、特に本件研修命令は、本件あいさつ状が差別文書であることを前提とし、それをXらに認めさせるために行われたものであり、「人事異動や命令研修の本来的目的も存せず、B同盟の要求に応じて行った恣意的なもので、それは教育の自由を侵し公教育の中立性を侵害する不当な支配に屈したものであるべきであって、更にあいさつ状問題が政治問題にも発展してからは、Xらの思想、信条の自由、内心の自由を侵すものであり、教育の本質に反し、裁量権の範囲を著しく逸脱した裁量権の濫用というべきであって、本件各処分が違法であることは明らかである」、と判示し、Yに対して合計約一一〇〇万円の支払を命じた。控訴審である大阪高裁昭和五五年一二月一六日判決・労働判例四八四号一八頁も、第一審をほぼ全面的に引用してYの控訴を棄却したため、Yが上告したのが本件である。

## 判決要旨

上告棄却。「原審の適法に確定した事実関係の下においては、本件各処分は、処分権者の裁量権の範囲を逸脱してされたものとして、国家賠償法一条一項の適用上違法の評価を免れないものというべく、また、Yの担当公務員に少なくとも過失があったことは否定できない」。また、「本件あいさつ状をもってYが主張するような差別文書と断定することは困難であるとした原審の認定判断は、原判決挙示の証拠関係に照らして肯認することができ」る。さらに、「Xらの任命権者ないし服務監督権者が、その当、不当はともかく、Xらの服務義務違反を問題にしようと思えばそれができたことと、Xらが本件各処分の違法を理由にそれによって生じた損害の賠償をYに請求することとは、全く別個の問題である。これと同旨に出た原審の判断は、正当として是認することができ」る。

## 争点の検討

本件は、教育公務員の処分権者である地方公共団体が教員に対して発した研修命令及び転任処分が、裁量権の範囲を逸脱し違法であるとされた事例である。本件は、最上級審である最高裁判所の判決であること、及び、本件以外にも数多く発生した同和教育に関する紛争の事実上の発端となった事件であることから、本件の判断が教育実務に極めて大きな影響を与えることは、明らかであると思われる。しかしながら同時に、本件判断の理論的な妥当性については、本件における個別的な事情が判断にどの程度影響を及ぼしていると考えられるか、すなわち、本件の判断がどこまで一般論として他の事案に適用可能であると考えられるかを含めた、慎重な検討が必要である。

過去の裁判例で、教員に対する研修命令が違法とされた事例としては、松江地裁昭和四四年三月五日判決・行政事件裁判例集

二〇卷二―三号二〇五頁がある。しかしながら、この事例は、校長ないし教育長から

けむたい存在と見られていた教員を、配転の受入先がなかったことから、従来の担当教科や本人の希望と関連のない内容の研修を命ずることにより現勤務先から離れさせようとしたものであったことが認定されており、処分権者による裁量権の濫用が明らかに肯定できる事案であった。これに対して本件では、Xらが本件各処分を受ける原因となったB同盟との紛争と本件研修命令の内容との間に直接の関連性があることが明らかであるため、本件各処分が違法とされた判断の妥当性については、より詳細な吟味が必要である。

本件に関する学説には、本件各処分が教師の研修の自由を侵すものであること、すなわち、本件各処分がいずれもXらの希望に反し、あるいはXらの承諾なくなされたことから、それ自体違法であると説くものがある(尾山宏「教育公務員に対する長期研修命令が違法とされた事例」別冊ジュリ

スト一八号(教育判例百選(第三版))  
二〇二頁(一九九二年))。

しかしながら、教育公務員に対して研修や配転が命ぜられる場合には、教員の資質や能力の向上を図ることにより、当該教員自身の教育の自由を実質的に尊重する趣旨のみならず、公教育に関する教員の勤務状態及び公教育にかかわる組織の運営をより合理的より能率的にさせることも、併せて目的とされるものであるから、研修ないし配転に際して個々の教員の希望を絶対的なものと位置付けることは、かえって公教育の円滑な推進を阻害する要因となりかねない。特に、初等教育及び中等教育においては、教育を受ける児童生徒の側に教員に対する批判能力が十分備えられていない以上、教員が教育活動を具体的に行う際に合理的な観点に基づく方針が示されることは、児童及び生徒の教育を受ける権利を尊重するために、最小限度必要なものと考えられる。

したがって、発せられる研修命令や配転命令が、当該状況に照らして合理的なもの

である限り、それらの命令が個々の教員の

個人的な希望と合致しないことや、当該教員の承諾なくして行われることは、直ちに当該命令を裁量権の濫用として違法とするものではないと思われる。この観点から本件各処分について見てみると、本件各処分は、XらとB同盟との間の紛争に対して、Y市教委が、当該紛争の具体的解決を図ることと、XらにY市同和教育方針を理解させることを併せて目的として命令したものであり、Y市を含む多くの地域で同和教育推進策が一定の支持を受けて行われていること、及び、XらとB同盟との紛争のために、一時的にせよ授業の実施等が危ぶまれる状況にあったことからすれば、このような研修ないし転任処分が命ぜられたこと自体は、それらがXらの希望に沿うものでなく、又、Xらの承諾を得ないで行われたとしても、必ずしも違法とはいえないものと思われる。そうすると、本件各処分が裁量権の濫用であると評価されたことの妥当性については、本件における個別的な事情

をさらに吟味することが必要である。

本件各処分が裁量権の濫用であるとする理由について、最高裁判決が前提とした第一審判決及び控訴審判決の認定事実をより具体的に見てみると、本件における個別的な事情としては、①本件あいさつ状の文言は、差別文書であるとは断言できないものの、その解釈が種々生じうるものであったこと、②本件各処分が本件あいさつ状の解釈をめぐるXらとB同盟との紛争に起因して行われ、かつ、本件各処分はB同盟からの激しい糾弾ないし免職要求に事実上応ずる形で行われたものであったこと、及び、③本件各処分は、Y市教委が本件あいさつ状を差別文書であると解釈し、その趣旨をXらに理解させるために行われたものであったこと、をそれぞれ指摘することができる。そして、本件に関する学説には、これらの事情を総合的に考慮し、本件あいさつ状の解釈が多様でありえたにもかかわらず、Y市教委がB同盟からの糾弾行動を受け入れ、Xらに対して自己の解釈を事実上強制

したことが、本件各処分を違法とさせた理由であると見るものがある（古崎慶長「地方行政判例解説・市教員転任処分等損害賠償請求事件」判例地方自治四五号九三頁（一九八八年））。しかしながら、これらの

事情は、より厳密に考えていくと、本件各処分が違法であるとする理由としては必ずしも十分でない部分がある。すなわち、ある文書が差別的であるか否かは、文書の作成者の真意と共に、当該文書に対して被差別感を受けた者の意思を併せて尊重する必要があるから、B同盟が本件あいさつ状を差別文書であるとして糾弾行動を展開したことや、Y市教委がこれに同調した解釈を採用したとしても、これが一概に不当であるとは断言できない。又、B同盟が、本件あいさつ状を差別文書だと解釈した以上、これに対して批判を行い、場合によって文書作成者に対する処分をY市教委に要求することは、差別を受けたと感じる者としてある意味で当然の行動であって、これ自体が違法であると言うこともできない。もっ

とも、B同盟がXらに対してした糾弾行動の中には、現在から見れば穏当さを欠くと思われる部分がないわけではないが、かかる行動の穏当さについては、当時の社会状況との相対的な考慮をも併せて判断する必要があるであろう。実際、XらによるB同盟支部役員の告訴を受けた刑事事件でも、第一審と控訴審とで、監禁罪につき有罪無罪の判断は分かれている（大阪地裁昭和五〇年六月三日判決・判例時報七八二号二三頁・無罪、大阪高裁昭和五六年三月一〇日判決・判例時報九九六号三四頁・有罪）。

このように、本件で認定されている個別的事情によっても、本件各処分が違法であるとの結論は一義的には導くことができなない。そうすると、本件各処分が裁量権の濫用として違法とされたことが妥当であると言うためには、端的に本件各処分が研修ないし転任処分の目的に背馳する点があることが必要である。

この点について、再度認定事実を吟味してみると、結局、本件各処分が違法とされ

た最も重要な理由としては、Xらが明確に本件研修命令を拒否していたにもかかわらず、Y市教委が何ら具体的な対処をすることなく、漫然と本件研修命令を更新し続けたことに求められるべきではなからうか。すなわち、Xらに対する本件研修命令が、Xらの拒否により効果を挙げる余地がないことは、Y市教委にとって明らかであった筈であり、それにもかかわらず、漫然と本件研修命令を更新し続けたことは、Xらを授業担当から外すことで事態を膠着させる効果をY市教委が容認していたことを推測させるものである。そして、このことは、冒頭に述べた研修命令の目的である「当該教員の勤務能率の発揮及び増進」と背馳するものと考えられるから、本件各処分について最高裁が違法であると判断した結論は、理論的には曖昧さが残ることを否定できないものの、一応支持し得るものと言いうことができるであろう。

〔参照文献〕 本文で引用した裁判例及び論稿参照。 （筑波大学助教授・星野 豊）